

長崎県国民健康保険団体連合会健康器具等貸し出し要領

(目的)

第1条 この要領は、長崎県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という）が、所有する健康器具等を保険者へ貸し出す場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(貸し出し器材)

第2条 貸し出す器材は次のとおりである。

1	血管推定年齢計	6	肺年齢計
2	足指力計測器	7	体成分分析器
3	体組成計	8	カロリー・運動指導ソフト付き体脂肪計
4	体脂肪測定器	9	骨ウェーブ（手首測定タイプ）
5	脳年齢計		

①	のぼり旗 ・A(黄)・B(ピンク)・C(青)・D(緑)	②	健康ハッピー
---	--------------------------------	---	--------

(貸し出し)

第3条 連合会は、健康器具等の貸し出しの申し出があった場合、その貸し出しが適当と認められるものについては、健康器具等利用申込書（様式第一号）を徴してこれを貸し出す。

(転貸しの禁止)

第4条 借受人は、貸し出しをうけた健康器具等を他のものに転貸してはならない。

(貸し出し期間)

第5条 貸し出し期間は、原則として6日以内とする。（貸し出し日・返却日を含む）
但し、第2条①の「のぼり旗」及び②の「健康ハッピー」に関しては14日以内とする。

(搬送方法)

第6条 借受人は、貸し出しを受けようとする健康器具等の受領及び返納について、離島を除き原則として直接借受人が連合会にて行うこととする。

ただし、離島以外の地域で郵送を希望する場合は、送料は保険者負担にて対応する。

なお、離島とは離島振興法第2条の離島振興対策実施地域のことを指す。

また、のぼり旗、健康ハッピーに関してはクリーニング等をもって返却とする。

(賠償責任)

第7条 借受人は、貸し出しを受けた健康器具等を紛失、又は棄損した場合は、天災その他やむを得ない事由と認められた場合を除き、賠償の責に任じなければならない。